

新潟市告示第 2 3 4 号

県道路線の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，次の県道路線の供用を開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始年月日 |
|------------------|------------------------------|------------------|
| 一般県道 白山停車場女池線 | 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番 3 地先から | 平成 1 9 年 4 月 1 日 |
| | 新潟市中央区一番堀通町 2 番 2 地先まで | |